自ら調理又は栄養管理を行う事が困難な高齢者等が配食サービスを利用する際に必要な経費の一部を助成します。

森町配食サービス利用助成事業

**対象者**：次の全てに該当する方

①要支援・要介護認定を受けているまたは、基本チェックリストにより

生活機能の低下がみられる方

　　②一人暮らし、高齢者のみ世帯、高齢者及び障がい者のみ世帯の方

　　③町民税非課税世帯に属する方で本人年金等収入が１２０万円以下の方

**内　容**

町で指定された｢指定配食事業者｣が実施する配食サービスを利用した

場合、１食当たり２００円の助成をします。

**※**一人あたり月１５回まで

**指定配食事業者**

①あじさいグループ（農事組合法人）・・・月火木金対応（昼食のみ）

　　②はたらき（社会福祉法人ひつじ） ・・・月～土対応 （昼食・夕食）

　　③株式会社サンクック ・・・月～土対応 （夕食のみ）

　　④まごころ弁当 遠州中央店 ・・・月～土対応 （昼食・夕食）

　　⑤株式会社ミツワ商店　　　　　　 ・・・月～土対応 （昼食・夕食）三倉限定

**サービス利用の手順**

①　利用を希望する方は｢森町配食サービス利用助成申請書｣（様式１号）を

福祉課へ提出

　②　町から｢森町配食サービス利用助成決定通知書｣（様式２号）を受取

　③　利用者は指定配食事業者へ依頼

※配食事業者との契約の際、必ず｢森町配食サービス利用助成決定通知書｣を提示すること。

　④　配食事業者から配食、請求

　⑤　利用者は弁当１食につき２００円を引いた差額を配食事業者へ支払

①申請

利用者

②決定通知

③依頼・契約

指定配食事業者

森町地域包括支援センター　　**電話８５－６３４１　FAX８６－６３０１**

⑤支払い

④配食・請求